

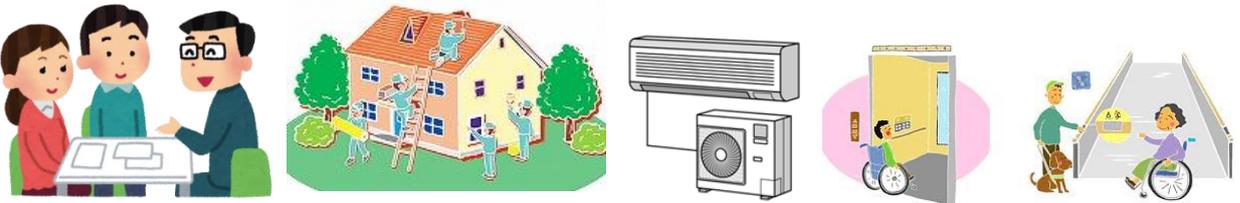
大阪狭山市地区集会所建設等補助金

●目的●

この補助金は、住民自治・生涯学習・地域福祉活動等の拠点となる集会所を自主的に構成する自治組織で建設又は整備する場合に、予算の範囲内で補助金を交付し、活発なコミュニティ活動を推進するものです。

●申出時期●

この補助制度を活用するには、あらかじめ市で予算を確保する必要があります。
そのためには、補助を受けたい年度の前年9月末までに政策推進部公民連携・協働推進グループへ事前に必ずご相談いただき、関係書類の提出が必要となります。



●補助対象●

補助対象となる事業等は、下記のとおりですが、詳細は大阪狭山市地区集会所建設等補助金交付要綱（市ホームページ掲載）で確認してください。

区分	補助率	最低事業費	限度額	条件
新築事業	対象経費の 2分の1以内		25,000,000	10年経過
改築及び増築事業		10,000,000	10年経過	
用地取得事業			10年経過	
改造事業		1,000,000	5,000,000	5年経過
空調設備整備事業		200,000	500,000	5年経過
備品購入事業		300,000	500,000	5年経過
バリアフリー事業		100,000	500,000	5年経過

- 注意 1) 補助率の対象経費等は、それぞれの区分ごとに要綱で定めています。
注意 2) 条件は、同一区分の補助金交付からの経過年数です。
注意 3) 事業（工事等）が既に完了（完成・購入）している場合は補助金の対象外となります。

【問い合わせ先】

大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ
TEL 072-366-0011 / FAX 072-367-1254
Eメール：kyodo@city.osakasayama.osaka.jp